

花巻労働基準監督署発表
令和6年12月10日(火)

【照会先】花巻労働基準監督署
署長 熊谷 久
○監督課長 橋本 良太
電話 0198-23-5231

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 立入禁止措置を講じていなかった疑い ～

花巻労働基準監督署（署長 熊谷 久）は、本日、法人及び同社工事長を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁花巻支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年5月23日、岩手県奥州市江刺藤里地内の建設工事現場内において、車両系木材伐出機械を用いて作業を行わせる際、物体の飛来等による労働者の危険を防止するための立入禁止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 有限会社山愛緑化（法人）
所在地：岩手県花巻市西宮野目
事業内容：建設業
- (2) 被疑者A（工事長）

2 違反条文

被疑者有限会社山愛緑化、被疑者Aともに、
労働安全衛生法違反
同法 第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第151条の96（立入禁止）
同法 第119条第1号（罰則）
同法 第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年5月23日、岩手県奥州市江刺藤里地内の建設工事現場内において、工事に係る伐採作業全般を受注していた有限会社山愛緑化に所属していた労働者B（被災者）が、車両系木材伐出機械（フェラーバンチャ）を運転する被疑者Aと共に伐木作業を行っていたところ、飛来した木が労働者Bに激突して死亡する労働災害が発生したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合、物体の飛来等による労働者の危険を防止するため、労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に立入禁止の措置を講じなければならないと規定していますが、災害発生時、このような立入禁止の措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

【関連条文一覧】

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反した者

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（立入禁止）

第151条の96 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に労働者を立ち入らせてはならない。